

# “ペット条例” 住民説明会



小笠原村愛玩動物の適正な  
飼養及び管理に関する条例



令和2年2月



# ペット条例ができたたら…

## これまでの経緯

2015年から2020年1月まで「愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ」において制度等を検討  
今年度、住民説明会や飼い主懇談会を開催し、条例案を説明するとともに、その意見を踏まえ、条例内容を再検討

## これからの予定

◆令和元年度3月：村議会上程

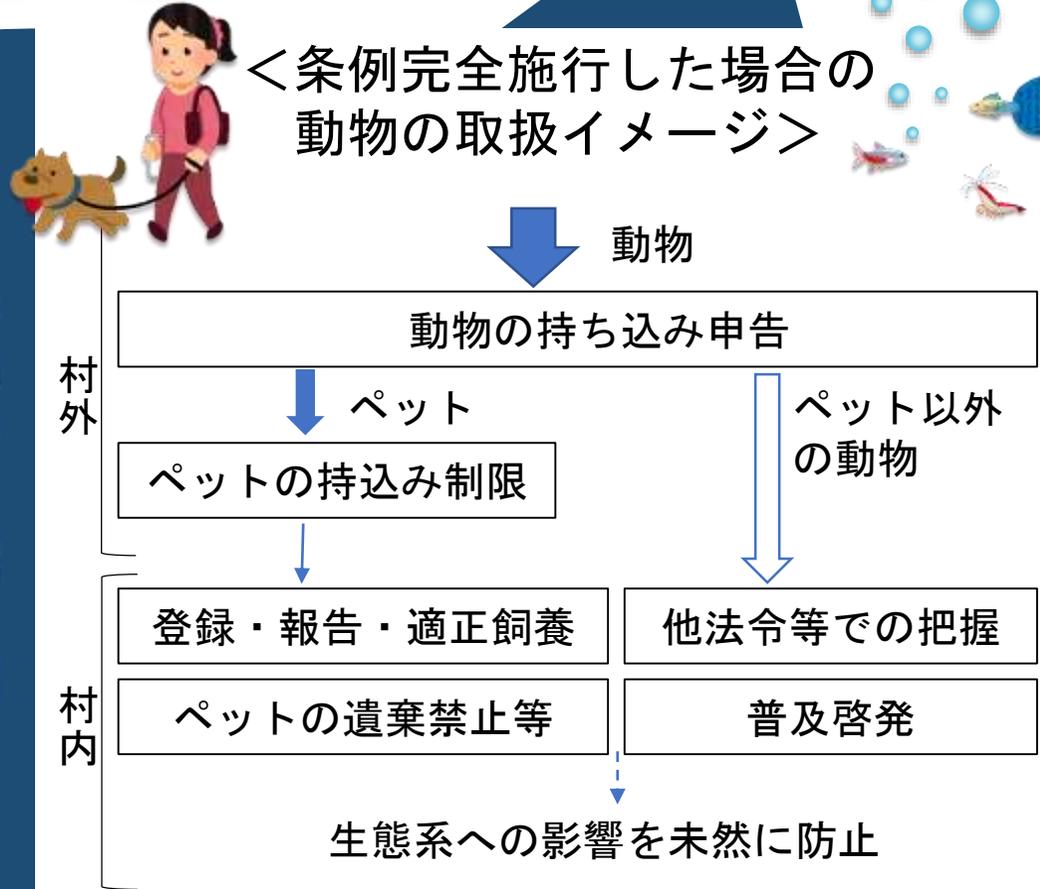
※これ以降のスライドは、**当条例が議会での承認を得た場合の説明**となります。

◆令和2年度～：ペットの飼養登録準備

◆令和3年度～：ペットの飼養登録制・適正飼養等を先行導入

◆令和4年度以降～動物の持込み申告制、ペットの持込み制限を段階的に導入

＜条例完全施行した場合の動物の取扱イメージ＞



# ペット条例の目的 (第1条)

 ネコ対策の経験を活かし  
“ネコ条例” から “ペット条例” へ



## 背景

20年来の集落と山域のネコ対策

→ 飼いネコをきちんと飼うことが浸透

→ 希少な動物であるハトなどをよく目撃

写真：小笠原自然文化研究所

## 目標

- ◆ 人とペットと野生動物の共存を実現
- ◆ 小笠原固有の自然環境の保全

## 手段

- ◆ 環境衛生の保持 
- ◆ 生態系への被害の未然防止



# ペットの飼養登録の義務（第8条）

犬・猫に限らず、  
全てのペットを飼う際は“登録”を

## 登録対象

村内に30日を超えて、下記の動物がペットとして  
住む場合

（既に飼っている犬・猫以外のペットも含む）

ほ乳類（イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスターなど）

鳥類（インコなど）・爬虫類（カメなど）

昆虫類（カブトムシなど）・魚類（金魚、グッピーなど）

## 登録対象外

- ・ 島内で昆虫類や魚介類等を採取して一時的に飼う場合
- ・ 観光でペットと供に一時的に滞在する場合
- ・ 既に登録しているネコ（ネコ条例）・イヌ（狂犬病予防法）

## 登録後

- ・ ペットの飼養登録証が交付、毎年度の飼養状況の報告

令和2年度中に、  
事前登録を開始予定です。  
令和3年4月1日から、  
本登録開始予定です。

# ペットの適正飼養の義務（第9条） その1

きちんと飼ってもらうための、  
“お願い” から “義務” へ



**環境衛生の保持**（登録に有無にかかわらず全てのペットが対象）  
ペットのふん尿などの汚物を適正に処理する

**終生飼養**（登録した全てのペットが対象）  
最期までペットの命を大切に、きちんと飼う。

**個体識別**（まずは登録した犬、猫のみ。他は努力義務）

- ・ 飼い主としての自覚と責任をもつ。
- ・ 逃げても飼い主が誰か分かるようにする。
- ・ 犬：鑑札と注射済票（継続義務）、マイクロチップを装着（努力義務→義務）
- ・ 猫：マイクロチップと首輪の装着（継続義務）

令和3年4月1日  
から、義務化  
予定です。



# ペットの適正飼養の義務（第9条） その2

きちんと飼ってもらうための、  
“お願い” から “義務” へ

**繁殖制限**（まずは登録した犬、猫のみ。他は努力義務）

- ・みだりに繁殖させず、飼養放棄や生態系への被害を防ぐ。
  - ・犬、猫：避妊・去勢手術（努力義務→義務）
- ※避妊・去勢手術の補助制度も検討していきます。

令和3年4月1日  
から、義務化  
予定です。

**飼養数制限**（まずは、登録犬、猫のみ）

- ・多頭飼養による飼養放棄や生態系への被害を防ぐ。
  - ・犬、猫：5頭まで（新規義務）
- ※現在、5頭以上飼っている世帯は村内にありません。

犬、猫以外のペットの具体的措置については、  
飼養実態を踏まえ、今後も検討していきます。

# ペットの遺棄の禁止等(第10条)

捨てない！ 逃がさない！

対象：登録に有無にかかわらず全てのペット  
※生態系への被害を未然に防止し、または、  
そのリスクを減らします。

## 遺棄の禁止

→みだりにペットを棄てない

## 逸走の防止

→室内飼養の徹底など、逃げ出さないよう  
に工夫する。

## 通報・搜索

→万が一逃げ出したら、役場に通報し、  
自らの責任において搜索する。



令和3年4月1日  
から開始予定です。



# 動物の持込み申告の義務（第7条）

村外から動物を持ち込む際は、  
事前に“申告”を！



**申告対象：**全ての動物  
ペット、産業動物、学校動物、  
実験動物、保全動物 など



※村内で30日以上飼うために持ち込む際は、  
飼養登録もお願いします。



令和4年度以降、  
開始予定です。



**申告内容：**飼養目的など



具体的な申告内容・方法は、今後も検討し、  
条例の広報をと申告の受付体制の準備をしていきます。



# ペットの持ち込みの制限（第6条）



## 村外から持ち込めるペット 種類を“制限”予定

### 第1段階

持ち込める種類を検討するため、村内のペット飼養状況（第8条）、村外からのペット持ち込み状況（第7条）を把握していきます。

### 第2段階

飼養目的がペットの場合、“適正飼養が担保され、犬、猫など管理の徹底の見込みがある種類”に、持ち込んでよいペットを限定する予定です。

※犬・猫以外のペットは、適正飼養の担保等も含め、今後も検討していきます。  
（愛玩動物WG案：いえうさぎ、モルモット、ハムスター）

### 第3段階

制限を開始する前に、専門家の助言や、審議会（第12条）への諮問等を行います。

他の取組を段階的に進めていくため、令和5年度以降の予定です。



# 協力のお願い(第11条)



これまでどおりのご協力をお願いします



村民、観光客のみなさまへ

- 野外にいる動物に、みだりに餌や水を与えないようにお願いします。
- ※例えば、ノラネコに餌をあげる など

令和3年4月1日からの予定です。

飼い主のみなさまへ

- ネコ条例の「**飼い主の会**」を充実させていく予定です。引き続き、加入とご協力をお願いします。
- 会員向けに、ペットの適正飼養や動物対処室に関する情報等を郵送やメールなどでお送りします。
- 「飼い主の会」を中心に「村外から持ち込んでよいペット」について議論することも考えています。



# 罰則等(第13条～第15条)



## ペットの 適正飼養と管理の徹底を!



### 検査

○条例の運用に必要な範囲で、ペットや飼養場所の確認検査を行うことがあります。

令和3年4月1日  
からの予定です。



### 行政指導・処分

- 違反した場合は、行政指導又は勧告をすることがあります。
- さらに悪質な場合は、改善するよう命令をすることがあります。
- そのほか、ペットが生態系にとって著しいリスクがある可能性があれば、抑留、隔離、村外搬出等の措置を講ずるよう命令をすることがあります。



### 過料

- 命令に従わない場合は、5万円以下の過料となります。
- 無断・嘘により、動物の持ち込み、ペットの飼養を行った場合は、2万円以下の過料となります。

